

データ取扱一般利用規約

このデータ取扱一般利用規約（「DPA」）は、デジタル プログラム一般利用規約（「一般利用規約」）の一部を形成し、エコラボとお客様（それぞれを「当事者」、総称して「両当事者」）との間で締結されます。この DPA で使用される用語は、本書に記載されている意味を有するものとします。本書で別途定義されていない用語は、データ保護法（以下に定義）においてその用語が特定の意味を持たない限り、一般利用規約で与えられた意味を有するものとし、データ保護法において特定の意味を持つ場合にはデータ保護法における定義が優先されます。ここで変更される場合を除き、一般利用規約の条項は引き続き完全な効力を有するものとします。

1. **定義。** この DPA では、以下の用語は以下に定める意味を有し、データ保護法において同類の用語はそれに応じて解釈されるものとします。
 - 1.1. 「**管理者**」とは、データ保護法において定義された意味を有するものとし、データ保護法にそのような定義がない場合は、単独または他者と共同して、個人情報の取扱い目的と方法を決定する、自然人又は法人、公的機関、部局又はその他の組織を意味します。
 - 1.2. 「**データ保護法**」とは、州および国際的な包括的なデータ保護法を意味します。これには、(a) 欧州連合（「EU」）一般データ保護規則（「GDPR」）、欧州経済領域（「EEA」）の法律、英国の 2018 年データ保護法（「英国データ保護法」）、(b) カリフォルニア州消費者プライバシー法（ Cal. Civ. Code § 1798.100 et seq.（「CCPA」））、および同様のまたはその他の州のデータ保護法、(c) 一般利用規約に基づいて取扱われる個人情報に関して適用されるその他の包括的なデータ保護法が含まれますが、これらに限定されません。
 - 1.3. 「**データ主体**」とは、データ保護法で定義される、特定されたまたは特定可能な自然人を意味します。
 - 1.4. 「**個人情報**」とは、適用されるデータ保護法で定義されるあらゆる個人情報（個人データまたは個人識別情報（「PII」）とも呼ばれる）を意味し、一般利用規約においてまたは関連して取扱われるあらゆる機密データまたは特別なカテゴリーのデータを含みます。
 - 1.5. 「**取扱い**」（「取扱」、「処理」、および関連用語を含む）とは、個人情報に対して実行されるあらゆる業務遂行または一連の業務遂行を意味します。
 - 1.6. 「**処理者**」とは、データ保護法において定義される意味を有するものとし、データ保護法にそのような定義がない場合は、「管理者」に代わって個人情報を処理する自然人又は法人、公的機関、部局又はその他の組織を意味します。
 - 1.7. 「**セキュリティ インシデント**」とは、個人情報の偶発的または違法な破壊、紛失、改ざん、不正な開示またはアクセスにつながる安全性違反を意味します。
 - 1.8. 「**サブプロセッサー**」とは、一般利用規約に関連して個人情報を取扱うためにエコラボによって、またはエコラボに代わって任命された人物（第三者を含みますが、エコラボの職員は除きます）を意味します。
 - 1.9. DPA で使用されるその他の大文字および大文字以外の用語は、データ保護法と同じ意味を持ち、それらの同類の用語はデータ保護法に従って解釈されるものとします。
2. **両当事者の役割**
 - 2.1. 両当事者は、データ保護法の目的上、個人情報の処理に関してお客様が管理者であり、エコラボが取扱い者であること、およびかかる用語がデータ保護法に従ってそれらに定義される意味を有することに同意します。
 - 2.2. データ保護法が管理者および取扱い者という用語を特に使用していない場合、両当事者は、適用される特定のデータ保護法に基づく管理者および取扱い者と同義の用語に沿った役割によって定義されるものとします。
3. **コンプライアンスの相互保証**
 - 3.1. 各当事者は、個人情報の取扱いに関連して、データ保護法の適用されるすべての要件および DPA の条件を順守することを確認します。

- 3.2. お客様とエコラボは、それぞれに適用される法定のデータ保護規定に準拠する責任を個別に負うものとし、DPA のいかなる規定も当事者の法的義務を軽減するものではありません。

4. エコラボの義務

- 4.1. エコラボは次のことを行うものとします。

- 4.1.1. 一般利用規約に基づいて特定の履行目的のみに個人情報を保持、使用、開示、移転、またはその他の方法で取扱うこと。
- 4.1.2. お客様からの文書化された指示がある場合にのみ個人情報を取扱うこと（一般利用規約またはその他の書面または口頭のコミュニケーションに示されたように）。
- 4.1.3. 個人情報を販売または「共有」しないこと。これらの条件は、クロスコンテキストまたはターゲットを絞った広告に関する特定のデータ保護法（CCPA など）によって定義されています（「共有」に関する制限は、契約に基づく義務を果たすために必要な場合の処理における、エコラボのサブプロセッサーまたはその他の第三者の使用には適用されません）。
- 4.1.4. 個人情報を取扱う権限を与えられた人が機密保持を約束しているか、または適切な法的守秘義務を負っていることを確認すること。
- 4.1.5. 一般利用規約に適用される新しいデータ保護法に関する更新または指導/助言を検討し、実行すること。そして
- 4.1.6. エコラボが一般利用規約における義務を順守していることを証明するために必要なすべての情報をお客様が利用できるようにすること。
- 4.2. データ主体の摂取がお客様によって直接管理または制御されない程度において、エコラボはデータ主体から受け取ったリクエストをお客様に通知するものとします。エコラボはかかる要求をお客様に転送し、法律で要求されない限り応答しません。お客様の書面による合理的な要求、および利用可能なセルフサービスまたはその他のオプションを通じたエコラボの支援なしではお客様が要求を満たすことができない程度に応じて、エコラボはデータ主体の要求に対応できるよう合理的な協力と支援をお客様に提供するものとします。
- 4.3. エコラボが公的機関または規制当局から個人情報の開示を求める法的拘束力のある要請または照会を受けた場合、法律で禁止されていない限り、エコラボはかかる要請をお客様に通知するものとします。エコラボは、お客様がそのような要求に異議を申し立てたり、利用可能な異議申し立てプロセスを利用したりできるよう支援するなど、エコラボが利用できる取扱いおよび情報の性質を考慮して、かかる要求に関して合理的な支援をお客様に提供することに同意します。
- 4.4. エコラボは、個人情報の取扱いに関連して、プログラム契約に基づく取扱いに関するその他の要求または苦情をお客様に通知するものとします。これには、次のものが含まれますが、これらに限定されません。 a) お客様の従業員または関連会社から受け取った要求または苦情。または b) プログラム契約に関連する、本書でまだ定義されていない個人情報の開示要求。
- 4.5. エコラボは、適用されるデータ保護法に基づき、一般利用規約またはプログラム契約が個人情報の保護に関し及ぼす影響を評価するようお客様に求められている場合、合理的な支援を提供するものとします。さらに、エコラボは、お客様が適用されるデータ保護法に基づいて、一般利用規約に基づく個人情報の取扱いに関する事項に関して規制当局と協議する必要がある場合、合理的な支援を提供するものとします。
- 4.6. お客様は、エコラボが一般利用規約における履行を目的として、個人情報を処理するためにサブプロセッサーに委託することに同意するものとします。エコラボが一般利用規約における履行の一環として特定の取扱いを実行するためにサブプロセッサーに委託する場合、エコラボは、サブプロセッサーによって提供されるサービスおよび取扱われた個人データに基づいて、法に準拠した業界標準のデータ保護義務を要求するものとします。

5. お客様の義務

- 5.1. お客様は、個人情報の取扱い中に検出された個人情報の取扱いに関する法的規定に関連する誤りまたは不正行為について、不当に遅れることなく包括的にエコラボに通知するものとします。
- 5.2. データ保護法で要請されている場合、お客様はデータ主体、規制当局、またはその他の当局に対する自らの通知義務を履行する単独の責任を負います。
- 5.3. お客様がエコラボの以下に関連する苦情、通知、または規制当局からの連絡を受け取った場合：(i) 個人情報の取扱い、または(ii) データ保護法を順守できない可能性がある場合、お客様は、法律で認められる範囲で、苦情、通知、または連絡を速やかにエコラボに転送し、DPA に基づく個人情報の取扱いに関連する場合は、エコラボには合理的な協力と援助を提供するものとします。

6. 安全性

- 6.1. 業界標準、実施コスト、取扱いの性質、範囲、状況、目的、および個人の権利・自由に対するリスクの発生可能性と重大性を考慮した上で、エコラボは個人情報に関してそのリスクに適切なレベルのセ安全性を確保するための適切な技術的および組織的対策を行います。適切な安全性を評価する際、エコラボは、取扱い、特にセキュリティ インシデントによって生じるリスクを考慮するものとします。特定のプログラムに適用される技術的および組織的対策は、一般利用規約および/またはプログラム契約に記載されている安全性対策に従って、要請に応じて得られます。
- 6.2. エコラボは、DPA および/または一般利用規約に基づいて処理された個人情報に関連するセキュリティ インシデントを知った場合、合理的な期間内に通知するものとします。エコラボが管理するシステム上でセキュリティ インシデントが発見された場合、エコラボは、(i) セキュリティ インシデントを調査し、(ii) セキュリティ インシデントに関する情報（可能な場合はセキュリティ インシデントの性質、セキュリティ インシデントにより影響を受けた個人情報、および追加情報を入手できるエコラボの個人の連絡先情報を含む）をお客様に提供し、および(iii) セキュリティ インシデントの影響を軽減し、セキュリティ インシデントから生じる損害を最小限に抑えるための合理的な措置を講じます。

7. 個人情報の国際移転と標準契約条項

- 7.1. 一般利用規約の一部として、エコラボまたはそのサブプロセッサーが、適用されるデータ保護法において十分なレベルの保護が提供されていない国で欧州経済領域から発生する個人情報を取扱う場合、両当事者は、本条項に定められているとおり、EU 標準契約条項（「EU SCC」）および英国標準契約条項（「UK SCC」、EU SCC と総称して「SCC」）を締結することに同意します。
- 7.2. EU、スイス、または EU SCC における十分性を認識するその他の EEA 諸国からの個人情報の第三国への移転を促進するために、両当事者は、欧州委員会実施決定（EU）2021/914 に従い EU SCC を締結することに合意し、また EU SCC は随時改訂または置き換えられる可能性があります。両当事者は、管理者から処理者への移転に EU SCC のモジュール 2 を利用するものとします。データ輸出者としてのお客様とデータ輸入者としてのエコラボは、発効日をもって EU SCC モジュール 2 を締結します。このモジュール 2 はこの参照により組み込まれ、DPA の不可欠な部分を構成します。両当事者は、附属書を含む EU SCC を完全に受諾し、履行したものとみなされます。EU SCC に関して、両当事者は以下のように合意します。
 - 7.2.1. 第 7 条「ドッキング条項」は適用されません。
 - 7.2.2. どちらの当事者も、第 11 条に記載されている独立した紛争解決機関を関与させていないため、オプション条項は適用されません。
 - 7.2.3. 第 17 条のオプション 1 に適用できる EU 加盟国は、(1) ドイツ、または(2) 当事者間で紛争が生じた EU 加盟国、またはデータ主体が特定の訴訟を起こした EU 加盟国となります。そして
 - 7.2.4. 第 18 条に適用できる EU 加盟国は、(1) ドイツ、または(2) 両当事者間で紛争が生じた EU 加盟国、またはデータ主体が特定の訴訟を起こした EU 加盟国となります。
- 7.3. 英国から第三国への個人情報の移転を促進するために、両当事者は、S119A(1) 2018 年データ保護法（以下「英国 SCC」といいます）に基づいて、英国の情報コミッショナー担当官（「ICO」）が発行した EU 委員会の標準契約条項に対する国際データ移転追加条項を締結することに同意します。データ輸出者としての顧客とデータ輸入者としてのエコラボは、発効日をもって英国 SCC を締結するものとし、英国 SCC はこの参照によ

り組み込まれ、本一般契約条件の不可欠な部分を構成します。両当事者は、附属書を含む英国 SCC を完全に受諾し、履行したものとみなされます。

7.4. SCC に基づく個人情報の米国（「US」）への移転に関して：

- 7.4.1. エコラボは、DPA の発効日の時点で、いかなる国家安全保障データ作成命令も受けていないことを確認します（たとえば、外国情報監視法第 702 条（「FISA 第 702 条」）または米国大統領政策指令 28 に基づく）。；
- 7.4.2. エコラボは、適用法で認められる範囲で、FISA 第 702 条に基づく、対象となるアカウントが一意に識別されない監視の要請に抵抗します。
- 7.4.3. エコラボは、商業的に合理的な法的メカニズムを使用して、エコラボが受け取る国家安全保障プロセスを通じてデータアクセスに対するあらゆる要求に異議を唱えます。

7.5. ここで参照される SCC を含むがこれに限定されない、個人情報のすべての国際移転に関して：

- 7.5.1. EU 委員会、ICO、EU 監督当局、またはその他の該当する規制当局が SCC を変更するか、新しい SCC を導入する場合、かかる SCC はそれぞれの発効日に適用されます。両当事者は、法律で別段の定めがない限り、いずれかの当事者による通知に基づいて、その後の DPA を必要とせず、ここで提供される参考資料を修正して新しい SCC を含めることができることに同意します。
- 7.5.2. 適用されるデータ保護法がある国が、両当事者間で締結する必要がある標準契約条項または同様の文書を定めた場合、かかる条項はそれぞれの発効日に適用されるものとします。両当事者は、法律で別段の定めがない限り、いずれかの当事者に通知することにより、その後の一般利用規約を必要とせずに、DPA を修正して新しい標準契約条項を含めることができることに同意します。
- 7.5.3. 国際移転に一般利用規約を必要とする GDPR と同様のデータ保護法（ブラジル、南アフリカなど）について、両当事者は、DPA が当該データ保護法において必要な保護と一般利用規約を提供することに同意します。

8. 取扱い内容

- 8.1. 個人情報が処理されるデータ主体のカテゴリには、プログラム契約で特に定義されていない限り、次のものが含まれます：お客様のスタッフ（従業員、請負業者など）。
- 8.2. プログラム契約で特に定義されていない限り、処理される個人情報のカテゴリーには、次のものが含まれます：基本的な連絡先情報（ビジネス用電子メール、電話番号、住所など）。
- 8.3. プログラム契約で特に定義されていない限り、データ保護法に基づいて「機密」または「特別」に分類される個人情報は取扱われません。
- 8.4. 個人情報は、プログラム契約の期間中、継続的に取扱われおよび移転されるものとします。
- 8.5. 個人情報取扱いの性質はプログラム契約で定義されるものとします。
- 8.6. 個人情報の取扱いおよび移転の目的は、一般利用規約およびプログラム契約に記載されているサービスを提供することです。
- 8.7. 個人情報が保持される期間は、エコラボの独自の裁量により、プログラム契約の期間またはそれより短い期間となります。

9. 期間と終了

- 9.1. この DPA は、一般利用規約と同じ期間をとします。
- 9.2. DPA および/または適用法に基づいて当事者が有するその他の終了の権利を損なうことなく、各当事者は、他方の当事者が DPA の条件に準拠していないと判断した場合、DPA への参加を終了することができます。順守していないことが判明した当事者には、一般利用規約に従って是正する機会が与えられるものとします。
- 9.3. 終了後、各当事者は、一般利用規約の継続的な目的または要件を満たすために必要な場合にのみ、個人情報を保持する権利を有するものとします。一般利用規約で定義されている継続的な目的または要件を満たす必

要がなくなった個人情報、終了後 90 日以内にエコラボによって削除されることがあります。ただし、個人情報のバックアップ コピーがより長いスケジュールで論理的に削除される適切な例外は除きます。

10. 雑則

- 10.1. DPA は両当事者の利益のためにのみ効力を持ち、本書に別段の記載がない限り、第三者は本契約に基づくいかなる権利も有しないものとします。
- 10.2. DPA のいずれかの条項が無効または法的強制力がないという決定は、DPA の他の条項に影響を与えないものとします。このような場合、無効または法的強制力のない条項は、元の条項の目的に最も近い有効かつ法的強制力のある条項に自動的に置き換えられるものとします。DPA に意図しない空白が含まれている場合も同様です。